公　示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和 8 年 4 月 1 日

徳島県公安委員会委員長　稲井　芳枝

1　申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏名又は名称及び所在地	法人の場合は代表者の氏名	型式の概要			検定番号
		遊技機の種類	型式名	製造業者名	
株式会社北電子 東京都豊島区西池袋一丁目7番7号	小林友也	規則第6条第2号 回胴式遊技機	Lローティス TN	株式会社北電子	16217
株式会社 コナミアミューズメント 愛知県一宮市高田字池尻1番地	沖田勝典	規則第6条第2号 回胴式遊技機	LとんでもスキルKM	株式会社コナミアミューズメント	16218
株式会社 コナミアミューズメント 愛知県一宮市高田字池尻1番地	沖田勝典	規則第6条第2号 回胴式遊技機	L戦国コレクション6KS	株式会社コナミアミューズメント	16219
株式会社ピーセカンド 大阪府東大阪市長田中一丁目3番17号	岸上昭夫	規則第6条第2号 回胴式遊技機	Lダークハイビ SB	株式会社ピーセカンド	16220
株式会社三共 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	小倉敏男	規則第6条第1号 ぱちんこ遊技機	Pフィーバーブルーロック Y	株式会社三共	16221
株式会社 ジェイビー 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	毒島壮	規則第6条第1号 ぱちんこ遊技機	eフィーバーデッドマウント・デスプレイ T	株式会社ジェイビー	16222
株式会社 ジェイビー 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	毒島壮	規則第6条第1号 ぱちんこ遊技機	eフィーバーブルーロック Y	株式会社ジェイビー	16223

2　検定の有効期間
公示の日から3年間